

山梨県における明治時代の森林資源の利用と養蚕・製糸業

山梨県庁 青山 将英

はじめに

国土の67%を森林で覆われている日本は、これまで持続的な森林の利用を行ってきたと考えられがちである。ところが、日本の森林は江戸、明治時代を中心に荒廃がおきており、必ずしも持続的な森林の利用を行ってきたとはいえない。今日、持続可能な森林のあり方を求められる時代にあつて、我々は森林をめぐる歴史を改めて振り返らなければならない。それは、森林資源を再生可能な範囲で生産し、利用する方法が必要とされているからである。本研究では、森林資源の利用の歴史を「持続的な利用」という課題から調査し、将来の森林管理に必要な考察を行っていく。

調査方法

調査の方法は、山梨県の森林や森林資源の利用を記述した文献を調査し、森林資源の利用実態を明らかにしていくこととした。山梨県は、県有林が森林面積の45.6%を占めるという特徴を持つ。県有林は、1911（明治44）年の誕生以前は、官有地や御料地として国が所有をしてきた。このため近代以降の森林に関する史資料が比較的多く残され、森林の利用実態を追跡することが可能である。また、これまでの先行研究によって県内の森林は、明治時代に著しく荒廃したことが指摘されている。本研究では、先行研究で使用されてきた文献に、森林の歴史に関する研究ではあまり注目されてこなかった史資料を加え、より多角的な視点から森林資源の利用実態を明らかにし、森林荒廃へ至った過程を検証していく。

結果と考察

山梨県は、明治時代に養蚕・製糸業を中心に産業の振興と工業化を進めた。甲府盆地東部で行われていた養蚕は、県内各地の農村に広がり、森林では桑園の開墾が進んだ。甲府市とその周辺では、1874（同7）年の県営勸業製糸場建設をきっかけに、器械製糸工場の建設が急増した。この結果、木材の需要は増加し、木材価格の高騰と人々の濫伐を招いた。森林の林相は急速に劣化し、1884（同17）年までに民有林を中心に森林の衰退が進んだ。

県内の森林が、最も荒廃したのは1884-1905（同17-38）年であった。農村部では、養蚕農家が増加し、春と秋といった年複数回の飼育が定着していた。このため桑園は1年間に約580ha増加したが、そのほとんどは山林を開墾したものであった。1883（同16）年に導入された薪炭を使って蚕室を暖める「温暖飼育法」は、養蚕農家の3割で実施されていた。明治20年代には、県下全体で秋蚕1回につき、約500haの森林が必要となっていた。器械製糸工場はこの時期に最多を記録し、木材が、工場建設や内部設備の資材として使用された。また糸繰りの工程で繭を煮る釜の増加や蒸気動力の導入などによって、薪炭材が燃料として大量に消費された。薪炭材は、1903（同36）年の甲府駅が開業するまで、石炭に代わる燃料として使用された。明治30年代に使用した薪炭材は、1年間で5-6万m³に及び、森林面積にして500ha以上が伐採されたと推定される。

これらの結果、1909（同42）年に森林率は現在の78%に比べて30%も低い48%に低下し、県内の森林資源は枯渇し、水害が多発する森林荒廃に至ったのである。

（連絡先：青山将英 ma-aoyama@fruits.jp）

入会林野における権利の変遷と集落構造の変化

－ 国有地入会の事例から －

赤池慎吾（東京大学大学院農学生命科学研究科）

1. はじめに

報告者はこれまで、青森県津軽地方における官地民木の歴史的展開を整理し、その成立要因及び国有林管理経営における取り扱いを明らかにした（赤池 2009）。官地民木とは、藩有地に住民が自費で植栽・保護管理してきた林野を、明治初期の官民有区分に際して土地所有権は官有地に編入し、使用収益権は立木所有権として住民が継承したことに始まる。森林法制定以前においては旧藩時代の林野制度を基準とし、制定後にあつては保安林編入の有無を基準として有償・無償の貸付区分がなされており、林野の有する公益性が国有林管理経営における官地民木の取り扱い区分の決定要因となった。

本報告は、前述の拙論が土地所有者である国有林側に限定した論究に止まざるを得なかった点を克服する意味も含めて、立木所有者である住民側から官地民木の運用実態及び権利の変遷を把握することを目的とする。その上で、社会はどのような森林の機能を求めてきたのかを明確にし、地域における公益性の展開過程について検討したい。

2. 調査対象と方法

調査対象は青森県鱒ヶ沢町黒森部落の黒森山である。黒森山は、農業用水の確保を目的に黒森住民の請願により造成・管理され、弘化3（1847）年に弘前藩林野制度の「田山」（水源林）に認定された。明治以降も住民の入会慣行が継続され、官地民木の形態が平成に至るまで維持された事例である。

方法は、先行研究（小林 1968）を踏まえ、旧青森営林局、鱒ヶ沢町及び黒森部落に保管されている関係資料を用いて黒森山の権利の変遷を把握した。管理・利用実態及び集落構造の変化については、2005年以降継続して管理関係者への聞き取り調査を行った。

3. 研究の結果

1) 近世において黒森山は黒森1村による管理がなされていたが、明治以降黒森部落を含め周辺3部落に立木所有権者が拡大する。昭和56（1981）に黒森が2部落から立木所有権を買い受け、再び黒森1部落の管理の下におかれる。土地所有権については、平成5（1993）年に国から鱒ヶ沢町役場へ払下げられ、官地民木の形態は解消したが、現在も実質的には土地所有権と立木所有権が分離した取り扱いがなされている。

2) 地理的配置並びに集落構造を反映して、水源涵養機能を重視する黒森と、木材生産機能を求める2部落の対立構造が顕在化する。一部で伐採が行われたものの、禁伐による水源涵養機能優先の管理がなされてきた。平成以降は、生物多様性及び保健文化機能を重視する鱒ヶ沢町役場の要請をうけるかたちで、自然体験型観光施設「ミニ白神」として年間約2万人の観光客が県内外から訪れている。

3) 以上より、求められる森林の機能の展開過程は、黒森山の事例を見る限り、水や木材といった具体的な利益から生物多様性や保健文化機能など抽象化し、求める主体については権利の枠を越えて多様化・広域化している。その過程で外部者による金銭的支払いが発生したことにより、所有は分離しつつも公益的機能発揮を目的とした共同管理が実践されている。

赤池慎吾「青森県津軽地方における官地民木林の史的展開過程」『東京大学農学部演習林報告』121, 2009年, 173-204頁
小林三衛『国有地入会権の研究』東京大学出版会, 1968年, 299-307頁

（連絡先：赤池慎吾 akaike@fr.a.u-tokyo.ac.jp）